

● 重点施策

モデル的地区の認定と支援

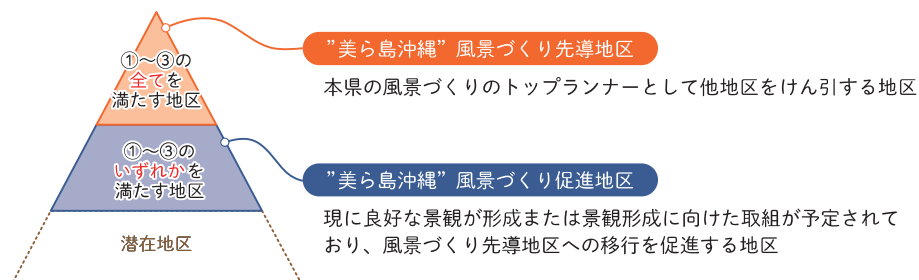
目的

様々な魅力を有する地区を認定し、それらを守り、育てていくために官民一体の取組を支援することを目的とします。

役割

沖縄らしい風景づくりのトップランナーとして良好な景観形成をけん引していく役割を担います。

モデル的地区の種類と要件



認定要件

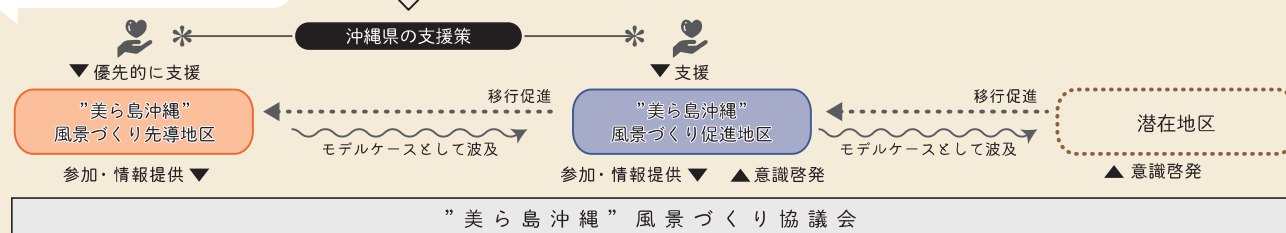
- | | |
|-----------------------|---|
| ▶ ① 景観地区等 (ルールの確立) | 景観地区 (準景観地区)、市町村景観計画における重点地区、地区計画など、景観形成に関するルールが定められた地区を含むこと。 |
| ▶ ② 協議会等の設立 (活動体制の確立) | 地域住民、事業者、自治体等からなる協議会等を設立し、風景づくりに関する官民一体の推進体制が構築されていること。 |
| ▶ ③ 行動計画の策定 (取組の確立) | 地区の目指すべき姿、実施する取組内容・実施期間、取組の実施体制等が位置付けられた行動計画を策定していること。 |

モデル的地区への支援

※風景づくり先導地区へ優先的に措置

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| a. 地区住民等を対象とした人材育成 | b. 沖縄県風景づくりポータルサイトにおける情報発信 |
| c. 景観地区等に関する情報提供、助言等の支援 | d. 地区内の取組への景観アドバイザー (施策・事業) の派遣 |
| e. 地区内の公共事業等における景観評価システムの運用 | |

協議会とモデル的地区の関連



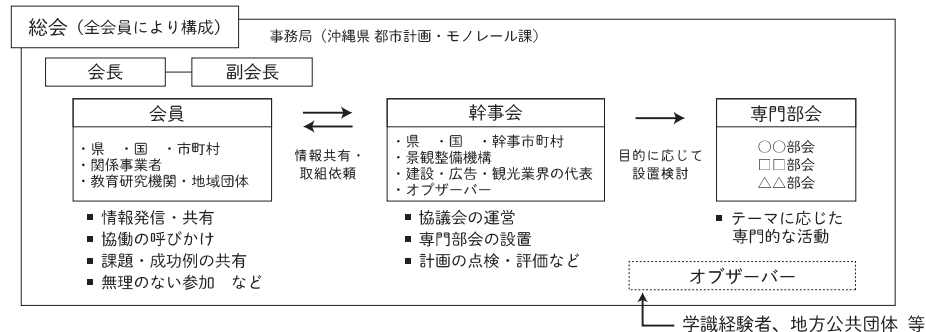
● 推進体制

“美ら島沖縄” 風景づくり協議会の設立

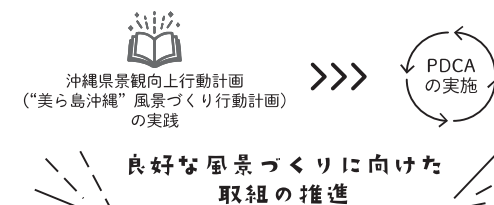
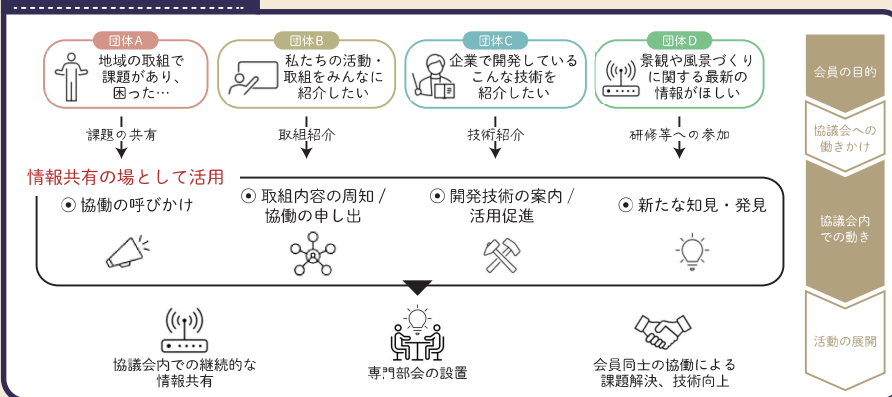
協議会の目的及び役割

- ◎ 国、県、市町村、景観整備機構、関連する事業者等の連携・協働を図り官民一体の横断的取組を促進し、風景づくりの推進に寄与することを目的に活動します。
- ◎ モデル的地区等における事業や取組に対して専門的知見から支援を行う支援体制の在り方について検討します。

組織体制



協議会の活動イメージ



第3章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

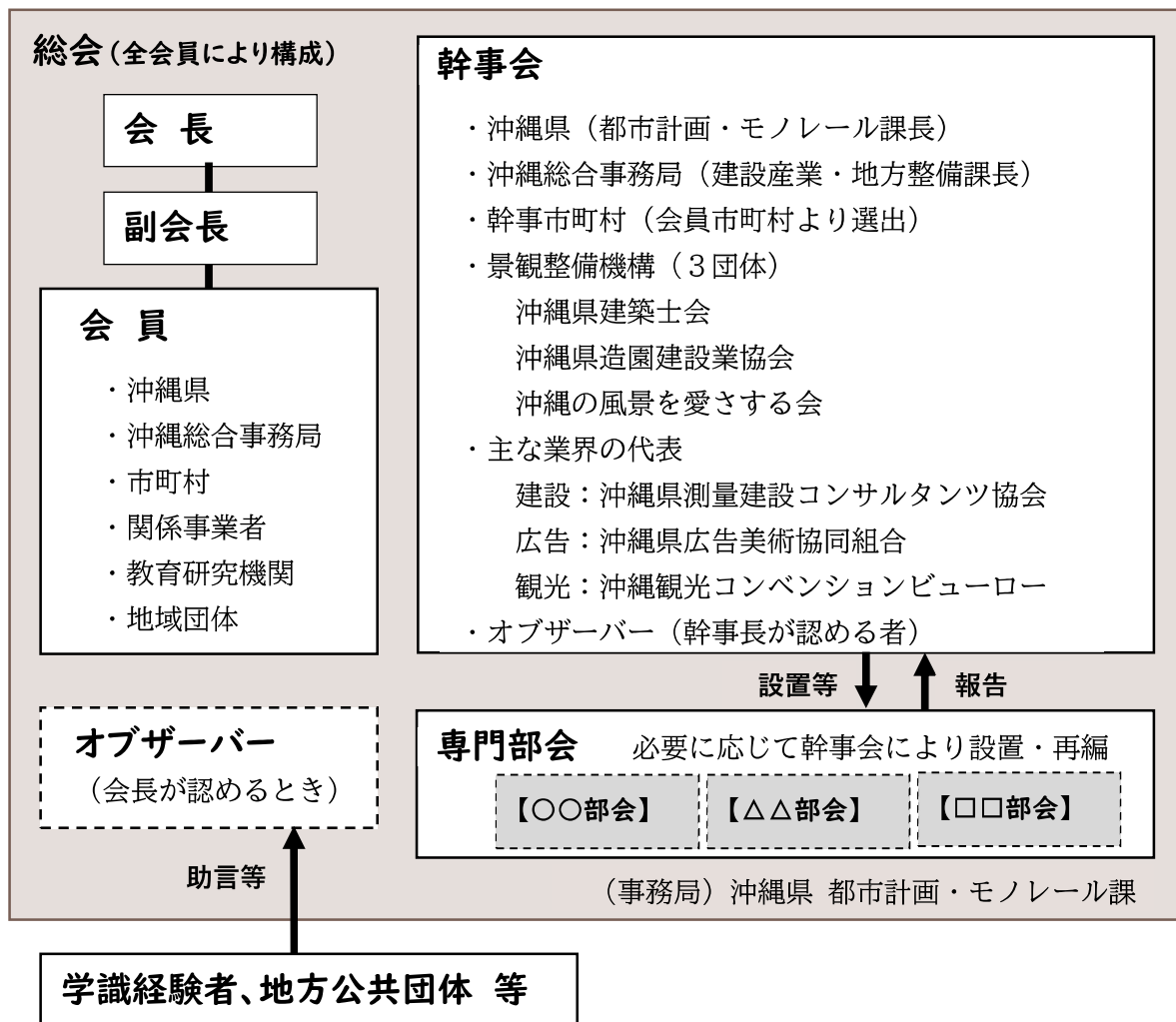
(1) “美ら島沖縄” 風景づくり協議会の設立

官民一体となって行動計画の推進並びに沖縄県全体の風景づくりに関する情報共有や意識啓発に取り組む組織として、現行の「沖縄県風景づくり推進協議会」をリニューアルし、「“美ら島沖縄” 風景づくり協議会」を設立します。

協議会は、国、県、市町村、景観整備機構、関連する事業者等の連携・協働を図り官民一体の横断的取組を促進し、風景づくりの推進に寄与することを目的に活動するとともに、モデル的地区等における事業や取組に対して専門的知見から支援を行う支援体制の在り方についても検討します。

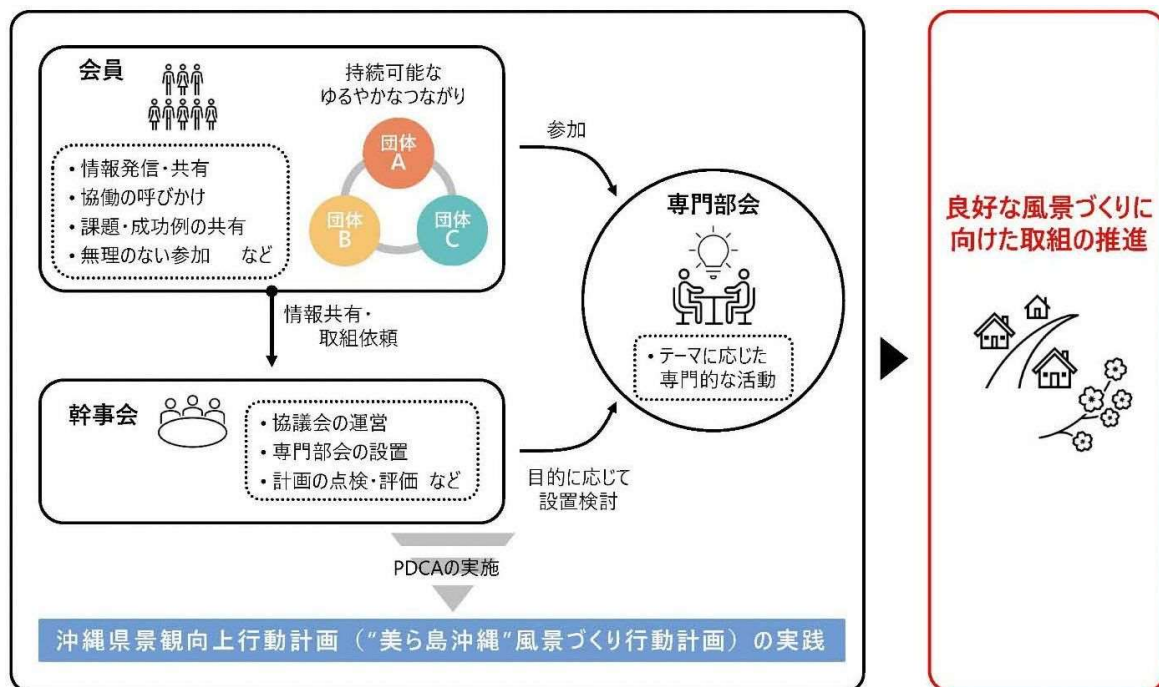
(2) 協議会の体制

“美ら島沖縄” 風景づくり協議会の組織体制は以下の通りとします。

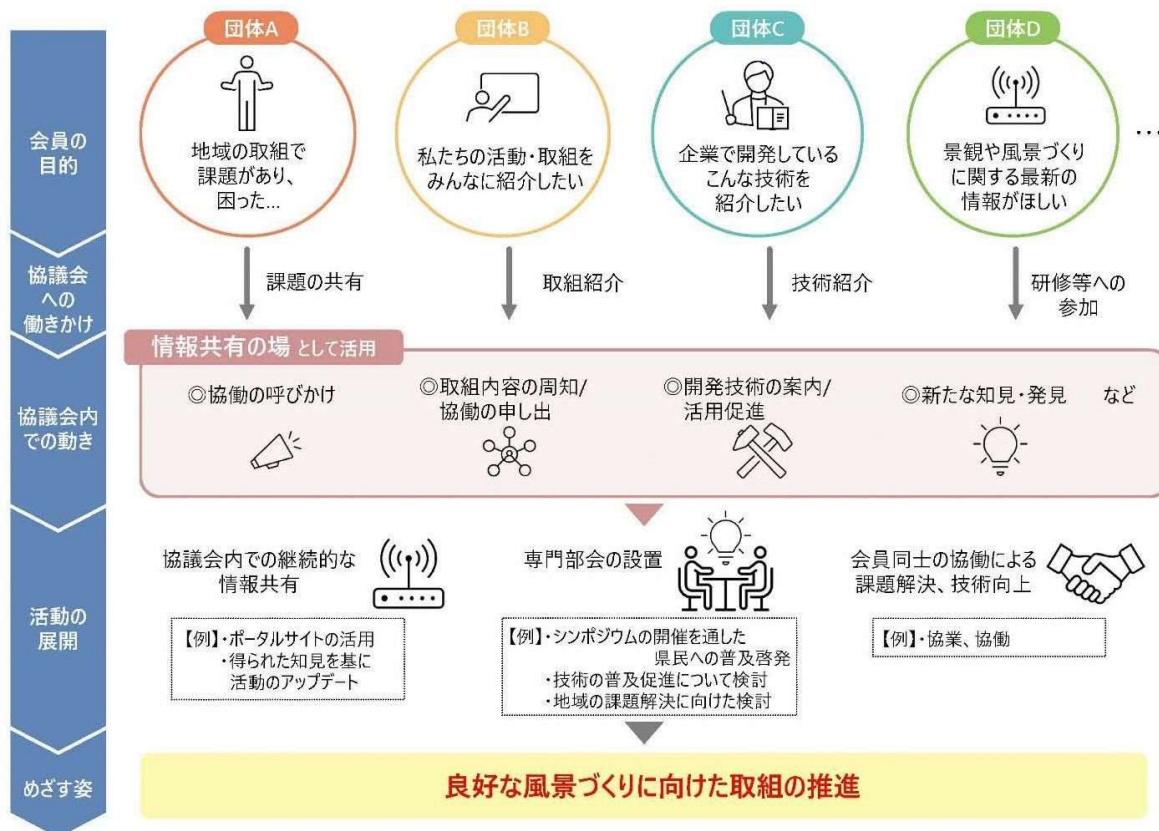


第3章 計画の推進に向けて

■ 会員・幹事会・専門部会の関係

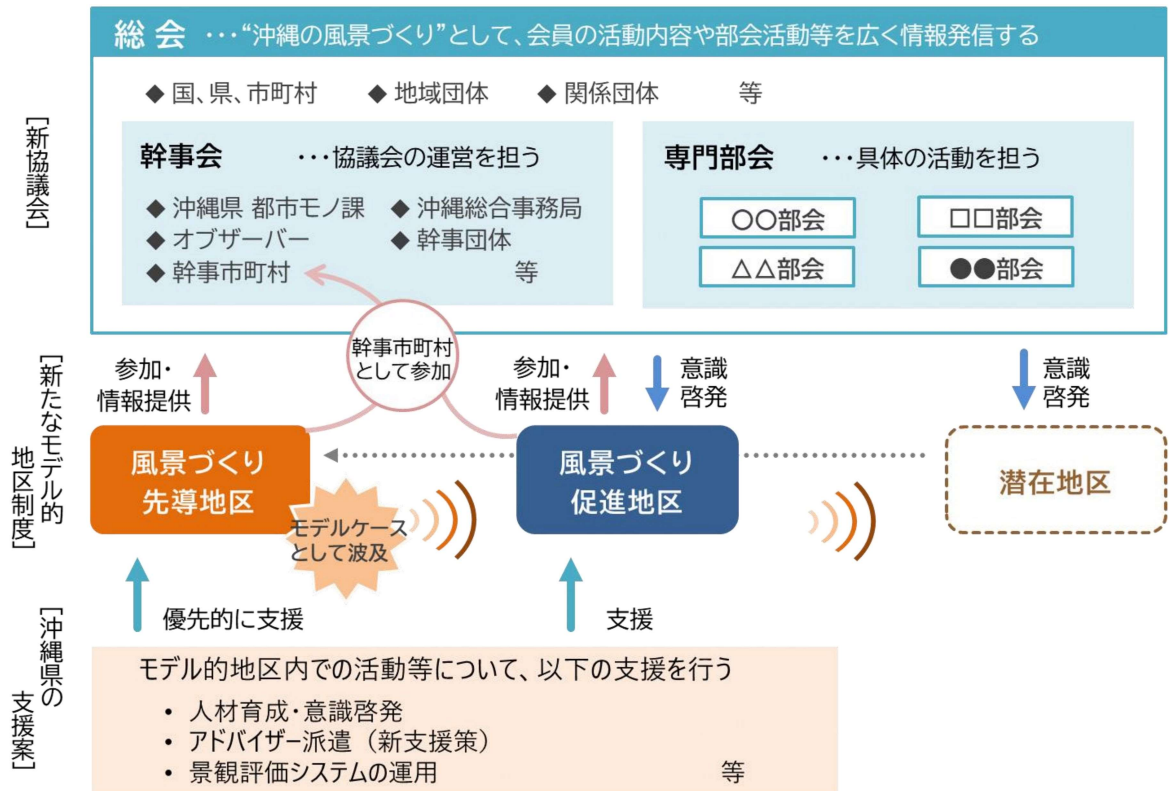


■ 協議会活動のイメージ



(3) 協議会とモデル的地区の関連

風景づくり先導地区については、総会において活動内容等の情報提供を行うことで、モデルケースとして風景づくり促進地区や潜在地区（風景づくり促進地区ではないが取組の可能性がある地区）に波及させ、景観形成に係る意識啓発に繋げていくことが期待されます。



【具体的な取組イメージ】

